

平成 23 年度

事業計画書

財団法人 交流協会

(平成 23 年 3 月)

平成23年度事業計画書

I. 総論

当協会は、外交関係のない日本と台湾との間で、邦人保護を含めた人的往来や、貿易、経済、技術その他の交流を維持、促進させることを目的として設立された財団法人であり、そのため、東京に本部を置くほか、台北と高雄に在外事務所を有する。

事業に要する経費については、政府の「できる限りの支持と協力を与える」（昭和47年12月26日二階堂官房長官談話）との方針に基づき、その大部分（平成21年度実績94%）を国からの補助金等により賄うとともに、残りは民間からの維持会費等によって支えられる体制となっている。

当協会は設立以来38年間を経過したが、その間寄付行為に定められた各種事業を、日台関係の動向を踏まえて、時々重点を柔軟に判断しながら、着実に遂行してきた。

平成23年度にあっては、下記「1.」の現状認識を踏まえ、「2.」の基本方針により事業を実施することとする。

また、個別事業の内容は、「Ⅱ各論」のとおりである。

なお、当協会の公益法人関連法対応については、実質的に国の業務を代行しているという当協会の特殊性に鑑み、監督官庁とも密接に協議しながら慎重に制度設計を行い、可能な限り平成23年度早期に、公益財団法人としての認定申請を行う。

1. 日台関係等の現状

- (1) 台湾は日本にとって米国、中国、韓国に次ぐ第4位の貿易相手であるばかりではなく、人的な往来も双方向で年間総計約230万人（日本から108万人、台湾から127万人）を超え、貿易量・人的往来ともに急速に回復を示している。また、相互に信頼感、親近感も高く、日台間の交流は極めて活発である。
- (2) 台湾の経済は、電子・機械などの輸出と設備投資の伸びに支えられ、2010年のGDP実質成長率は10.82%（速報値）と、23年ぶりの

高成長となるなど好調である。

なお、2011年の台湾経済が台湾当局の見通し（実質GDP成長率4.92%等）を達成できれば、2011年には一人当たりGDPが2万米ドルの大台を超えることになる。

- (3) 2008年5月に8年間続いた陳水扁民進党政権に代わり就任した馬英九総統・蕭萬長副総統国民党政権も4年目を迎えることとなり、2012年初頭には改選時期を迎えることとなる。
- (4) 現在の日台関係は、台湾当局者が1972年以来最良と評価するような状況にあり、そのような中で、2010年4月30日には、日台間における広範囲な分野での相互交流を強化することを内容とする包括的な協力覚書が当協会と亜東関係協会の間で取り交わされた。また、2010年10月31日からは東京羽田空港と台北松山空港の直行定期便運航が開始された。
なお、2011年は辛亥革命100周年にあたり、台湾においては各種行事が予定されている。
- (5) 東北地方太平洋沖地震災害に対し、台湾からは官民挙げての大規模な支援が寄せられている。
台湾各地の消防士からなる台湾救援隊（28名）が宮城県で捜索活動に従事したほか、台湾当局からは大量の物的支援と資金援助があり、さらに、台湾全域の民間から多額の義捐金が寄せられている。
- (6) 两岸関係の調整は、馬英九政権の基本政策の大きな柱であり、経済関係を優先項目として積極的に取り組んできている。
6次にわたり两岸窓口機関トップによる两岸協議が実施され、多くの合意がなされているが、2010年6月29日に重慶で開催された第5次会議において、ECFA（两岸経済協力枠組み取り決め）が締結され、双方の内部手続きを完了し、9月12日に発効した。
ECFAの中で、製品貿易及びサービス貿易の早期自由化品目及びその自由化スケジュールを定めたアーリーハーベスト部分については、2011年1月1日から施行された。
また、後続協議項目として、製品貿易、サービス貿易、投資、紛争解決の4項目が定められ、発効後6カ月以内に協議を開始するなどの枠組みが定められている。
なお、ECFAの運用協議機関である「两岸経済協力委員会」は2011年1月6日に正式発足し、2月22日に桃園県において第1回会合が開催された。

今後については、後続協議の動向と経済協議の次の段階とされている政治協議の扱いが注目されることである。

わが国は、E C F Aについて、その成果を歓迎するとともに、わが国に対する経済的な影響を含め、今後の状況の推移について注視することとしている。

- (7) 台湾の5直轄市市長・市議会議員選挙が2010年11月27日に実施され、市長選挙については、国民党が台北市、新北市（従前の台北県）及び台中市、他方、民進党が高雄市及び台南市と、いずれも現有ポストを確保する結果となった。しかし、5市長選挙全体の得票率では、民進党が49.87%と国民党の44.54%を上回る結果となった。また、市議会議員選挙では、国民党と民進党の議席確保総数がいずれも130議席と、初めて同数となった。

今後は、2011年末から2012年初にかけて、立法院委員選挙と総統選挙が相次いで行われることとなる。

- (8) 台湾住民の対日信頼度は高いが、日本語世代である祖父母世代と、比較的日本との関係は薄い台湾社会を支える中堅層である父母世代と、自由に日本のポップカルチャーに親しんでいる孫世代との間には温度差がみられるほか、日本語世代が第一線から引きつつある一方、日本語やポップカルチャーを超えて日本の政治、社会、経済等を深く把握する専門家や研究者が必ずしも育っていない現状にあり、次世代の日台関係を担う人材の育成が急務となっている。

その中で、台湾においては、5つの大学に日本研究センターが設置され、また、現代日本研究学会が設立されるなどの動きが出始めている。

- (9) 当協会と亜東関係協会との間で相互に毎年開催されてきた貿易経済会議は、既に35回を経過し、着実かつ実質的な成果を上げている。

- (10) 日本企業にとって、E C F Aの締結等により两岸の経済関係が急速に緩和されつつある中、大陸ビジネスに大きなプレゼンスを有する台湾企業とのアライアンスの戦略的重要性が、再認識されつつあり、日本企業と台湾企業の連携が日々報道される状況となっている。その中で、実績を積み重ねつつある大企業への側面支援とともに、台湾との接触手段を模索している中小企業あるいは地方企業・地方自治体への支援が益々重要になっている。

- (11) わが国経済及び財政の状況はなお厳しさを脱しておらず、国の補

助金の縮減や維持会員の減少が続いており、事業の実施に当たっては、常に足元を見直しながら進めていく必要がある。

2. 平成23年度事業実施にあたっての基本方針

上記現状を踏まえつつ、日台間の一層の交流促進実現のため、特に下記の点に留意しながら「Ⅱ各論」で説明する個別事業を行う。

- (1) 台湾当局との密接な接触を維持すること等により、日台間の課題への対応に遺漏なきを期す。
- (2) 2011年末から2012年初にかけて実施される台湾の立法院委員選挙及び総統選挙の展開につき情報収集に努めるとともに、これら選挙が两岸関係に与え得る影響に注視する。
- (3) 人的往来の広がりとともに、台湾における邦人保護事業の重要性は増しており、その実施に遺漏なきを期す。
- (4) 文化交流、経済交流、観光交流、地方交流等の促進を含む幅広い分野における台湾との協力関係の構築に努める。
- (5) 文化及び人的交流事業においては、台湾中堅層の取り込みとともに、特に、日本への関心が強く、また将来の日本との関係を支えることとなる青少年層の交流促進に努める。
- (6) 日本研究の基盤を厚くするとともに、優秀な日本専門家を育成する体制作りへの台湾側努力の支援を継続する。
- (7) 馬英九政権によるECFA後の两岸関係調整状況及びその影響について、日本側関係者に対する情報提供を積極的に進める。
- (8) 貿易経済会議の円滑な運営とそのフォローアップ等に努める。
- (9) 日台企業のアライアンス支援については、日台中のゴールドトライアングル交流促進の視点も加味しながら、日本国内に台湾経済及び台湾企業の実力につき最新情報の提供を行うとともに、特に、中小企業、地方企業、地方自治体への支援に努めることとし、そのため、台湾側諸機関やジェットロ、商工会議所、地方自治体等の日本側関係機関

との連携をも一層強める。

(10) わが国の厳しい経済・財政状況の中、維持会員確保の努力を継続するとともに、つねに足元を見直しながら、また、内部及び外部関係機関とも連携を深めながら、効率的に事業を実施する。

平成23年度にあつては、わが国の観光促進に占める台湾の重要性に鑑み台北事務所の観光促進体制を拡充する一方、台湾経済の実力の向上を踏まえ、支援的性格を有していた技術交流事業を見直し本部の技術交流部を廃止するとともに貿易振興人材育成研修事業を廃止し、さらに、国際交流基金との連携を一層強化することにより日本語能力試験を実施するなどの工夫を行う。

(11) 当協会の事業対象が地域や中小企業に拡大していく趨勢を考慮し、また公益法人として求められる情報開示に対応する観点からも、当協会のホームページや機関誌「交流」など広報媒体の活用について不断の工夫を行う。

(12) 当協会の公益法人関連法対応については、実質的に国の業務を代行しているという当協会の特殊性に鑑み、監督官庁とも密接に協議しながら慎重に制度設計を行い、可能な限り平成23年度早期に、公益財団法人としての認定申請を行う。

Ⅱ. 各論（個別事業説明）

平成23年度においては、上記基本方針を踏まえつつ、以下の事業を行う。

なお、「基本方針（10）」で述べた方針に従い、平成23年度にあつては、以下のとおりの組織・事業の見直しを実施する。

- ① 台湾からの訪日観光促進のための台北事務所事業及び人員の拡充
- ② 台湾経済の実力向上を踏まえ、支援的性格を有していた技術交流事業の見直し及び本部技術交流部の廃止並びに貿易振興人材育成研修事業の廃止
- ③ 日本語能力試験については、国際交流基金との連携を一層強化することより実施する。

1. 総務、渉外関係事業

- (1) 台湾における邦人の生命、身体及び財産並びに進出企業の台湾における財産と利益が損なわれないように、関係当局との折衝を含む各種の便宜を図る。
- (2) 邦人の台湾への入域と在留、台湾住民及びその他の外国人の台湾から日本への入域に関し、必要な便宜を図るとともに、台湾住民の日本への観光旅行促進に努める。
- (3) 邦人と台湾住民及び台湾在住の外国人との間の渉外事項に関して、調査あつせん等必要な援助を行う。
- (4) 台湾近海におけるわが国漁船の安全操業が保証されるよう必要な便宜を図る。
- (5) 我が国船舶の台湾諸港への入域（緊急入域を含む）、船員の病気及び解雇その他の理由による台湾への上陸等につき、必要な便宜を図る。

- (6) 台湾との運輸、通信関係を円滑に維持するために関係当局との連絡等必要な便宜を図る。
- (7) 台湾における在外選挙(郵便投票等)を行うため、在外選挙人名簿登録の受付、在外選挙人証の交付、在外選挙人証等受渡簿の抄本を閲覧に供する等必要な業務を行う。
- (8) 東京本部と在外事務所の連絡体制を強化するとともに、通信体制の維持管理の強化を図る。
- (9) 良好な日台関係を更に維持・発展させるため台湾側関係機関との連絡調整を密接に行うとともに、台湾内の情勢、E C F A後の兩岸関係の趨勢につき十分な観察を行う。

2. 貿易、経済関係事業

- (1) 貿易経済会議の結果について必要なフォローアップ等を行うとともに、日本において第36回貿易経済会議を円滑に開催する。
- (2) 台湾との中小企業交流及び地域交流の重要性が高まっていることにかんがみ、E C F A後の日台中ゴールドトライアングル交流促進の視点も踏まえながら、ジェトロや商工会議所、地方公共団体等、また、台湾の関係諸機関との連携を強化し、各地において、日台双方の経済・企業の実情について理解を深めるため、セミナー等を開催する。
- (3) 台湾の財界指導者、学識経験者等の有力者を招聘し、わが国の経済産業界指導者等と大局的見地から意見交換を行い、双方の理解と交流を深める。
- (4) 台湾の貿易・経済・技術関連の報道関係者や中堅指導者を招聘し、関係者との意見交換、施設訪問等を行い、双方の理解と交流を深めるとともに、台湾における報道を通じ日本への理解を深める。
- (5) E C F Aによる影響の把握等に留意しながら、また、台湾経済及び台湾企業の実力を日本国内において周知を図る等の観点から、貿易、

経済関係の一般情報および市場動向について情報収集に努め、資料集を発行して維持会員を含む関係者に配布するほか、ホームページ等を活用して広く利用に供する。

- (6) 台湾企業による対日投資、日台企業間の交流促進のため対日投資、企業交流等について相談事業を行う。
- (7) 日台間の貿易・投資・技術交流の推進に資するため、各種ミッションの受入等を実施する。
- (8) 日本の中小企業と台湾企業との合弁、技術提携等のビジネス・アライアンスを促進するため、ビジネス・アライアンスを希望する日台双方の企業の発掘、企業情報のデータベース整備、セミナーの開催、海外提携相談業務、交流会開催等を行うとともに、Web-site「日台ビジネスステーション」を運営し貿易経済交流の促進に資する情報提供を行う。
- (9) 当協会に設置されている日台ビジネス交流推進委員会と台湾側カウンターパートである社会团体「台日商務交流協進会」との交流促進に努めるとともに、日台合同幹部会を台湾で開催する
- (10) 日台間の円滑な電子商取引を実現するとともに、IT関連ビジネスの促進を図るため、日台ITビジネスダイアログを台湾で開催する。
- (11) 台湾における日系企業の産業財産権の権利行使を支援し、権利保護を図るため、情報の収集及び現地進出企業に対してアドバイザーによる相談事業を行うとともに、日本及び台湾においてセミナー等を開催する。また、台北事務所に産業財産権を担当する職員を駐在させ、関係当局との意見交換、情報交換等を行う。
- (12) 地域経済団体、業界団体及び地方公共団体等の依頼により、市場調査、投資等に必要な便宜を図る。
- (13) E C F Aによる影響の把握等に留意しながら、台湾経済及び台湾企業の成長、発展及び実力の実態、対外貿易等の動向、日台貿易経済関係の状況等についての調査研究、台湾の貿易経済に関する資料、情報の収集等を行い国内に提供するとともに、幅広い講演会を行う。

(14) 我が国中小企業の国際化を図るため、台湾における現地法人又は取引先等の技術者等に対して本邦において研修を実施する中小企業に対して、研修費用の一部を補助する。

(15) 台湾からの訪日観光を促進するため、国際観光振興機構や地方自治体等と連携しながら、台湾における市場調査や広報等を行う。

3. 文化交流事業

「財団法人交流協会と亜東関係協会との間の 2010 年における日台双方の交流と協力の強化に関する覚書」にある日台双方の協力を本年も引き続き継続するとの日台双方の共通認識に十分な配慮を行うとともに、国際交流基金の台湾に関する文化交流事業との連携を図りつつ、以下の事業を行う。

(1) 台湾の政治大学、台湾師範大学、中興大学、東海大学及び中山大学の五大学において日本研究センターが設置されたほか、現代日本研究学会が設立された等の日本研究への関心の高まりを更に推進するため、引き続き同学会との連携を強化する。また、昨年度設立された日本の各学会関係者からなる日本研究支援委員会と協力しつつ、台湾における日本研究に携わる人材育成のための支援を実施する。

(2) 若い世代の日台相互理解を促進するため、社会科学や科学技術分野を専攻する日台双方の大学・大学院生のグループの派遣・招聘を行う。

(3) 台湾における幅広い世代の日本理解を促進するため、日本文化紹介、日台間のシンポジウム等に対する助成及び日本文化紹介事業を行うとともに日台間の観光交流、地方間交流の拡大支援を行う。

(4) 台湾における日本語教育支援を行うため、台北事務所内にある日本語センター等を活用するとともに、台湾の日本語教師に対する各種支援を実施する。

なお、台湾における日本語能力試験の実施は、総論で述べたとおり、国際交流基金と一層連携を強化することにより実施する。

- (5) 台湾の大学等に対する日本関係図書や寄贈の他、日本文化啓発品の貸し出し等を行い日本理解を促進する。

4. 海外子女教育事業

在留邦人子女の教育に関しては、台北、台中及び高雄の各日本人学校に対し、文書の転達等必要な業務を行う。

5. 留学生奨学事業

当協会奨学金留学生（長期及び短期）の募集、選考、受入れ及び奨学金等の支給に関し、必要な業務を行う。併せて、元奨学金留学生との連携を深め、台湾における対日理解促進を図る。

6. 日台知的交流事業

- (1) 台湾における日本研究の底辺の拡大及び推進を図るため、台湾の人文・社会科学系研究者の訪日研究を支援する。
- (2) 台北における「日台交流センター」において、関係する図書及び資料を収集し閲覧に供する。
- (3) 台湾との人文・社会科学をテーマとした共同研究に対する研究助成を行う。

7. 広報

当協会のホームページを更に充実したものにし、アクセス件数の増加に努める。機関誌「交流」については、ホームページとの分担を図りつつ、協会あげて誌面を充実し、当協会主催のセミナー等での配布を含め有効活用を図る。

8. 公益法人改革への対応

当協会の公益法人関連法対応については、総論に述べたところに従い、監督官庁とも密接に協議しながら、評議員会及び理事会等の制度設計を慎重に行い、可能な限り平成23年度早期に、公益財団法人としての認定申請を行う。

(了)